

# 年金記録訂正手続関係業務に係る社会保険オンラインシステムの窓口装置等の提供・使用に関する協定書

日本年金機構理事長を甲とし、厚生労働省大臣官房年金管理審議官を乙とし、本協定の締結に関する権限を乙に委任した厚生労働省北海道厚生局長、東北厚生局長、関東信越厚生局長、東海北陸厚生局長、近畿厚生局長、中国四国厚生局長、四国厚生支局長及び九州厚生局長を総称して丙とし、年金記録訂正手続関係業務に係る社会保険オンラインシステムの窓口装置等及びそれをもって取り扱う情報の提供・使用に関して、次のとおり協定を締結する。

## 記

### (目的)

第1条 本協定は、政府管掌年金事業の運営に当たり、年金記録訂正手続の実施等に係る調査、審査請求及び訴訟等に関する業務に関して甲が乙及び丙に使用させる社会保険オンラインシステムの窓口装置、プリンタ及びこれらに付随する機器等（以下「窓口装置等」という。）の適正な運用を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (期間)

第2条 本協定の有効期間は、締結の日から平成29年12月31日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙丙いずれからも何ら意思表示がないときは、同一内容をもって、有効期間が更に1年間自動延長されるものとし、以降も同様とする。

2 前項の規定は、第9条の規定による解除等が行われた場合には、適用しない。

### (窓口装置等の設置)

第3条 甲は、乙及び丙が第1条に掲げる業務を実施するために必要な窓口装置等を、厚生労働省年金局及び各地方厚生（支）局に設置するものとする。

2 前項で設置した窓口装置等については、日本年金機構の職員による使用を妨げない。

### (情報の範囲)

第4条 乙及び丙が第1条に掲げる業務において窓口装置等を使用して確認できる情報は、別表に掲げる情報とする。

### (個人情報の適正な取扱い)

第5条 乙及び丙は、第1条に掲げる業務の実施以外の目的で、本協定に基づき提供を受けた個人情報を利用してはならない。

2 乙及び丙は、窓口装置等の使用開始前までに、個人情報の漏えい及び目的外利用を禁じた管理

体制を整備することとする。

- 3 乙及び丙は、窓口装置等を使用する厚生労働省の職員（以下「厚生労働省職員」という。）の氏名、所属部署名及び具体的な業務内容を甲に登録することとする。
- 4 甲は、前項の規定による登録の内容に基づき、各厚生労働省職員の業務内容に応じて、窓口装置等において業務上必要な最低限の範囲の情報のみを閲覧できるように、窓口装置等の設定等を行うこととする。
- 5 乙及び丙は、第1条に掲げる業務を実施するに当たって最低限必要な範囲でのみ、本協定に基づき提供を受けた個人情報の全部又は一部の複写複製を行うことができる。
- 6 乙及び丙は、前項の複写複製を行う場合には、それぞれの指定する責任者の指示の下、その作成、利用、保管、廃棄を適切に実施し、当該個人情報が増失又は毀損若しくは漏えいすることのないようにしなければならない。

#### （秘密の保持）

- 第6条 乙及び丙は、第1条に掲げる業務の実施により知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、本協定の有効期間の満了後又は本協定の解除後も有効とする。
  - 3 乙及び丙は、不正の利益を得る目的又は甲又は乙若しくは丙に損害を与える目的を持って第1項の規定に違反した者について、厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

#### （指示）

- 第7条 甲は、本協定の履行に関し、乙及び丙において不適切な行為がある場合には、甲の指定する担当職員（以下「担当職員」という。）に必要な指示をさせるものとする。
- 2 前項の場合において、乙及び丙は、担当職員の指示に従わなければならない。

#### （事故報告等）

- 第8条 乙及び丙は、本協定の実施に当たって、個人情報の増失若しくは毀損等の事故又は個人情報の漏えい若しくは個人情報の漏えいが疑われる事象等（以下「事故等」という。）が発生したときは、速やかにその旨を甲に報告し、指示を受けなければならない。
- 2 乙及び丙は、前項の報告後、直ちに発生した事故等の詳細を文書にて担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。
  - 3 乙及び丙は、事故等が発生した場合に対応するための体制を整備し、甲に報告しなければならない。

#### （協定の解除）

- 第9条 甲は、乙及び丙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより、自己の都合によって本協定を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、乙及び丙に対して何らの予告なしに、直ちに本協定の解除その他必要な措置を講じることができる。

- 一 乙又は丙が、自己の責めに帰すべき理由により、本協定の有効期間中に本協定の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 乙又は丙において本協定の実施につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- 三 乙又は丙から本協定の解除の請求があり、その理由が正当であるとき。
- 四 乙又は丙が本協定に違反したとき。

(紛争又は疑義の解決方法)

第10条 本協定について、甲乙丙の間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙丙が協議のうえ解決するものとする。

(個人情報の保護に関する法律等の適用)

第11条 第1条に掲げる業務の実施に係る個人情報の取扱いについては、本協定に定めるもののほか、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び厚生労働省保有個人情報管理規程（平成17年厚生労働省訓第3号）に定めるところによる。

(実施の細目)

第12条 本協定の実施に関する細目については、「年金記録訂正手続関係業務に係る社会保険オンラインシステム窓口装置等使用要領」（別添）に定めるところによる。

(従前の協定の廃止)

第13条 平成27年4月1日に締結された日本年金機構理事長と厚生労働省大臣官房年金管理審議官との協定は、本協定の締結日をもって廃止する。

上記の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するとともに、乙は、その写しを丙に保有させるものとする。

平成29年1月12日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24  
日本年金機構 理事長  
水 島 藤一郎



乙 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生労働省大臣官房 年金管理審議官  
伊 原 和 人



丙 北海道札幌市北区北8条西2-1-1  
北海道厚生局長 田 中 一 成

宮城県仙台市青葉区花京院1-1-20  
東北厚生局長 坂 本 耕 一

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1  
関東信越厚生局長 三 宅 智

愛知県名古屋市東区白壁1-15-1  
東海北陸厚生局長 大 森 豊 緑

大阪府大阪市中央区大手前4-1-76  
近畿厚生局長 丸 山 浩

広島県広島市中区上八丁堀6-30  
中国四国厚生局長 塚 本 力

香川県高松市サンポート3-33  
四国厚生支局長 井 原 辰 雄

福岡県福岡市博多区博多駅前3-2-8  
九州厚生局長 吉 野 隆 之

別表（第4条関係）

業務	窓口装置等を使用して確認できる情報
年金記録訂正手続の実施等に係る調査、審査請求及び訴訟等に関する業務	年金記録訂正手続の実施等に係る調査及び訴訟等の処理に必要な社会保険オンラインシステムで管理する年金記録、紙台帳検索システムで管理する被保険者名簿等及び記録訂正事跡確認システムで管理する事跡